

新宿区によるデモ出発地として使用できる公園の基準見直しに関する会長声明

1 東京都新宿区が本年6月に行った、デモ出発地として使用できる公園の許可基準の見直し(本年8月1日から適用)は、デモ行進の自由に対する本質的に強度の制限となり、憲法第21条の保障する表現の自由に反する恐れが強いため、直ちに改めるよう求める。

2 従前の「住宅街に近接していないもの」という同区の基準によっても、使用できる公園は4か所に限られていたが、新基準では「学校、教育施設及び商店街に近接していないもの」という要件が追加される結果、デモ出発地として使用できる公園の基準に3つの公園が適合しなくなり、新宿中央公園1か所しか使用できなくなる。しかも、集合から30分以内に出発しなければならず、また、1日2件の使用しか認めないという条件も加えられている。

デモ行進そのものは道路使用の問題であるが、デモ出発地として使用できる公園がなくなることは、その地域でのデモ行進そのものが認められなくなることを意味するから、この基準見直しは、デモ行進の自由そのものの全面的な規制である。

3 デモは動く集会ともいわれ、その自由は憲法第21条の表現の自由により保護される権利である。デモは特に表現手段の乏しい市民にとっては極めて重要な意見表明の手段であって、「特定の意見」を直接、通行人等の不特定多数人に広く伝え、その意見に対する共感を得て、時として批判や葛藤をも巻き起こすことにより、問題に対する考えを深めていく機会を社会にもたらすという重要な意義がある。その意味で、デモの自由には、周辺地域の人々に視覚や聴覚に訴えかけるといった手段を伴うことが予定されているのであり、音量や時間等において配慮は必要だとしても、近隣に一定の負担が生じることは許容されるべきである。

4 新宿区側は、今回の基準見直しの理由として、当初、ヘイトスピーチ対策に重点をおいた説明をしていたが、その後、基準見直しの背景事情として、デモ件数が増加していること、これに伴って、公園周辺町会や商店会、地域住民から、頻発するデモによる周辺の交通制約や騒音により迷惑しているため、デモを制限して欲しい旨の要望を受けているとの説明も行われている(以上、本年6月28日付朝日新聞報道等による)。

しかしながら、デモの増加については顕著な増加の実態はないし、デモ出発地として使用されることによる騒音や交通の支障が、デモ行進に一般的に伴う負担を超えるものか否かも具体的に示されていない。もとより「迷惑なので制限して欲しい要望がある」などという漠然とした理由による規制は許されないことである。

また、基準見直しの理由として「ヘイトスピーチのデモにも使われている」ことを挙げておきながら、「他のデモとの区別が困難」であるとして、結局デモ出発地としての使用を一律に制限する基準に変えようとしているのであり、これでは、ヘイトデモ規制を口実にしたデモの一律禁止と見られかねない。

5 デモ行進の自由の重要性に照らせば、デモ一般については、当該公園をデモ出発地とすることによって人の生命・身体または財産が侵害される明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見される場合でない限り使用を許すべきである。

これに対し、ヘイトデモは、差別的行為であり、人種差別撤廃条約やヘイトスピーチ解消法の趣旨からも規制されるべきものである。もっとも、表現の自由との慎重な調整のために、ヘイト目的か否かの判断を適切に行うためのガイドラインを定めるなどした上で、第三者機関を設置して、1件ごとに慎重に許否を判断することが必要であり、また、権利の重要性からして、行政の内部基準ではなく、条例によって具体的な基準が定められるべきである。この点については、当会が本年6月に採択した、差別的行為の禁止を目的とした、人種差別撤廃モデル条例案、及び同モデル条例案に関する意見書は、ヘイトデモの公園使用規制に関し、見直し基準として活用されるにふさわしいものである。

6 よって、当会は、新宿区に対し、行政の内部基準の変更によって一律に公園のデモ出発地使用を制限しようとする上記の規制を撤回し、ヘイトデモ等の差別的目的による使用の規制については、当会モデル条例案も参考にして、デモの自由を尊重しつつ、議会の条例制定によることとするよう根本的な見直しを求める。

2018年7月23日

東京弁護士会会長 安井 規雄

改正「東京都迷惑防止条例」の施行にあたり、市民の言論・表現の自由の侵害にならないよう、厳格な運用と必要な改正を求める会長声明

1 2018(平成30)年3月29日、東京都議会は「公衆に著しく迷惑をかける暴力行為等の防止に関する条例(東京都迷惑防止条例)の一部を改正する条例」(以下、「本改正

条例」という。)を決議し、7月1日より施行されている。本改正条例は、「盗撮行為の規制場所の拡大」「つきまとい行為等の禁止の行為類型の追加」等を内容とするもので、

私人間におけるストーカー行為や嫌がらせの規制を強化しようという趣旨であると説明されている。

しかしながら、規制目的が抽象的であり、規制対象があいまいである点において行政や警察による恣意的な解釈や運用により市民の言論・政治的活動の自由や報道機関の取材活動へ不当な規制が行われるおそれがあり、またそのことが市民運動や報道機関を委縮させるおそれがあるため、不当な規制が行われないよう厳格な解釈や運用を徹底されるべきであり、曖昧な規定については速やかに改正すべきである。

2 具体的には、今回の改正で第5条の2（つきまとい等の禁止）第1項に、新たに第1号「住居等の付近をみだりにうろつくこと」、同第2号「監視していると告げること」、同第3号「電子メール（SNS含む）を送信すること」、同第6号「名誉を害する事項を告げること」、同第7号「性的羞恥心を害する事項を告げること」が付け加えられている点に関する問題である。

まず「住居等の付近をみだりにうろつくこと」（第1号）については、「ねたみ、恨みその他の悪意の感情を充足する目的」以外に目的の限定がなく、報道機関が取材活動を目的として取材対象の住居等の付近で複数回待機していたことさえも、特定の政治家をおとしめる悪意の感情を充足する目的であるとして本条例に違反するとされるおそれがある。これでは、報道の自由が制限され、ひいては市民の知る権利が制限されてしまう。

次に、「監視していると告げること」（第2号）についても、対象となる行為や目的が限定されていない。何が監視にあたるかがまずあいまいであり、市民によるオンブズ活動や、市民による行政機関に対する監視行動といった正当な目的の行為も本条例の「監視」とされるおそれがある。

また、「電子メール（SNS含む）を送信すること」（第4号）も対象となるが、これも同様に行為や目的が限定されていない。市民が国や自治体、企業に対する意見表明をすることも、相手が拒んでしまえば、規制の対象となるおそれがある。

さらに、「名誉を害する事項を告げ、その知り得る状態に置くこと」（第6号）についても、方法の限定がなく、市民が

政治家などを批判する内容のビラまきをしたり、消費者が企業に対して不買運動をしたりする行為やSNSで発信する行為も、反復すればこれにあたるおそれがある。

よって、これらの新たな規制については、あくまで「個人が個人に対して私的な恨み・妬み・感情で害悪を加える目的やストーカー的目的」に限定する解釈や運用がなされるべきであり、規制目的を具体的に規定する改正が必要である。

3 なお、第6号の「名誉を害する事項を告げること」を刑法の名誉毀損罪と比較すると、「公然性」が要求されていないことから、名誉毀損罪と比べて処罰範囲がきわめて広範であるし、主観的な名誉感情まで含み、侮辱罪に当たる行為まで条例の処罰範囲としているように読める。この点、名誉毀損罪は、表現の自由との緊張関係があるため、刑法第230条の2で、名誉毀損行為が公共の利害に関する事実に係るもので、専ら公益を図る目的であった場合に、真实性の証明による免責を認めている。これは、表現の自由と人の名誉権の保護との緊張関係の調整を図るために設けられた規定である。本条例は、このような表現の自由に対する配慮がない点で、表現の自由に対する重大な侵害となり得る。また、本条例は、法律によって禁止されていない行為まで禁止し処罰する危険性もあるため、憲法第94条の「法律の範囲内で条例を制定することができる。」という文言に反するとも考えられる。

4 このように、本条例は、市民の言論の自由、表現の自由、知る権利、報道の自由を侵害するなど憲法第21条に違反する危険性があり、また法律の範囲内で条例を制定できるとする憲法第94条にも違反するおそれがある。

当会は、市民の言論の自由や政治的活動の自由を制限することは、民主主義の根幹を制限することになるため、本条例の厳格な運用と目的や行為を明確化する改正をすることを強く要望する。

2018年7月25日

東京弁護士会会長 安井 規雄

再度の死刑執行に抗議するとともに、死刑執行の停止を求める会長談話

2018年7月26日、全国に拘置されていた死刑確定者6名の死刑が一斉に執行された。これは去る7月6日に7名の死刑が一斉に執行されたオウム真理教の一連の事件に関するもので、わずか3週間のうちに同教団のすべての死刑確定者13名について死刑が執行されるという異例の事態となった。

東京弁護士会は、これまでも死刑執行の停止を求める会長声明を出してきたが、今回の執行はこうした声明を一顧だにしないものである。

東京弁護士会は、改めて、死刑執行に対して強く抗議し、全ての死刑執行の停止を求めるとともに、今回の死刑執行を機に、当会において、死刑を含む刑罰制度の見直しについて、会内外の様々な声に耳を傾けつつ、一層の議論を進めることを決意するものである。

2018年7月31日

東京弁護士会会長 安井 規雄